

## 医療提供体制・検査体制の拡充等

令和 3 年 2 月 2 日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

今回、「基本的対処方針」(改訂)で示された次の事項について、国からの通知等を踏まえ、本県として必要な措置を推進していくこととする。

- 1 高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画の策定、その後も感染状況に応じ定期的に検査を実施  
高齢者施設等への感染制御及び業務継続支援チームの派遣等
- 2 民間検査に関する環境整備  
(民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等を要請)
- 3 医療機能に応じた役割分担を明確化した上での病床の確保  
地域の実情に応じた転院支援の仕組みの検討等
- 4 家庭内感染防止等のため、自宅療養における健康フォローアップの強化等